

摂 津 市 議 会

民生常任委員会記録

平成29年6月14日

摂 津 市 議 会

目 次

民生常任委員会

6月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名 -----	2
議案第33号の審査 -----	2
質疑（森西正委員、藤浦雅彦委員、増永和起委員）	
議案第57号の審査 -----	6
質疑（増永和起委員）	
採決 -----	9
閉会の宣告 -----	9

民 生 常 任 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成29年6月14日（水） 午前 9時58分 開会
午前10時35分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 増永和起 委員 藤浦雅彦
委員 嶋野浩一朗 委員 森西 正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
保健福祉部長 堤 守 同部参事兼高齢介護課長 吉田量治

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 坂本敦志

1. 審査案件

議案第33号 平成29年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第57号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、お忙しいところ、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜いますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○上村高義委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

審査の順序につきましては、先に議案第33号の審査を行い、次に議案第57号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第33号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 おはようございます。

補正予算で、介護職員処遇改善促進補助金ということです。臨時職員の賃金、印刷製本費、通信運搬費ということですが、もう少し中身を具体的にどうということ

で対象になっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 吉田保健福祉部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、森西委員のご質問についてお答えさせていただきます。

今回、介護職員処遇改善促進補助金ということで計上させていただいたのは、臨時職員としての事務作業の部分と、啓発として印刷製本費、通信運搬費の予算を計上させていただきます。そもそも介護職員処遇改善加算という、居宅介護支援の介護職員の給料を事業所が払っていただいた場合、その部分に応じて加算という制度をつくって、上乘せしていく、介護職員の給料が安いと言われている中でそれをできるだけ上げていくための補助金でございます。大体、この制度自身は平成24年度から始まった制度ですが、この平成29年度から市の総合事業が始まりまして、その指定を市町村がしておる関係もございまして、事務が非常に増えてくることが予想されます。そこで、国が、その処遇の改善が進まないと、市町村が加算の認定をしますので、事務が滞ると、本来の趣旨を損なうということから、国が補助金を10割つけてきました。市としてもこの補助金をとらせていただいて、事務を促進するために計上させていただいております。

一例ですけれども、平成28年度で17事業所に認定させていただいた事務が、今の時点だけでも、76事業所を認定させていただいております。実際、案内させていただいた事業所は138事業所ということで、業務的にも数倍に増えておる現状でございます。また、平成29年度からの総合事業だけではなくて、地域密着型の通所

の事業という指定関係もおりてきておりますので、その実績もまた確認していくという業務もございますので、事務的に市町村の負担が増えておるということで、こういう補助金が今回できたのではないかと考えております。

以上です。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 今回補正予算を組まれていますけれども、この補助金が今後どうなっていくのか、次年度もこういう補助金とか出てくるのか、今年度だけなのか、その点を教えていただきたいと思います。

それと、吉田部参事が先ほどからお答えいただいていますけれども、やはり介護職員の処遇を全体的に改善していくということは国の方針ですけれども、それをいかにスムーズに進めていくかというところで、今回この補助金があって、市としても臨時職員を雇うということになったのかと思うんですけれども、これから補助金が支給されることによって、改めていろいろな課題が出てくると思います。それに対して、例えば、国などにまた意見を上げていくということもできるんでしょうか、その点、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 吉田保健福祉部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、この補助金が続いていくのかという点に関しましては、ちょうど、この平成29年度が、平成30年以降の介護保険の制度改正にも当たっておりますので、その中で、どういう位置づけにしていくのかということになってきます。市としては非常に事務が増えておりますので、助かっておるんですけれども、急にこういう補助金を出している状況もございまして、先のことにしましてはなかなか見えてきません。ただ、こ

ういう事務が増えておるという状況とか、必要な制度であるということに関して、ちょうど制度の改正の時期でございますので、府を通じてなり、国に言っていきたいと考えておる状況でございます。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

先ほど来、今回の介護職員処遇改善促進補助金のことについてご答弁をいただいているんですけど、これは国の政策として、介護職員の労働環境、特に賃金が低いので、それを上げていかなければいけないということで実施されていることでございます。平成28年度は17事業所ということで、今年度は大幅に、申請数もそうですし、案内も138事業所に出されたということで、ほとんどの事業所から申請を出していただいて、その介護職員たちにとって、改善がなされるようにしていただきたいということ、本当に切に要望しておきたいと思うんです。

実は、知り合いの人でちょっと介護職をしている人に、どうですかと聞いたら、「大分、介護職員の処遇手当というのがついて、3万円ぐらい上がってますよ」ということでした。実績も実際にお聞きしたりしていますが、それでもまだ十分とは言えないという部分もありますので、今年はこういう形で事務の手当をできるということですが、後年も、補助金があろうがなかろうが、きちっと事務として滞りなくできるよう、市としてもちゃんと今後も適切に処理されていくように、ぜひとも取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、森西委員、藤浦委員からもお話がありましたけれども、介護職員処遇改善加算がついたということは、介護職員の状況を改善することが目的だとは思いますが、今、藤浦委員からお話があったように3万円上がったというところがあるかもしれませんが、これは、介護施設の状況や、また規模とか、いろいろなことによって、みんなが一律に上がっていくというものではないのかなと思います。

私の知り合いのところでは、今までの形態で、キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲというのがあるんですが、そのキャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを全てできるところが新設の拡充部分というのを受けることができるのです。それが、介護職員1人当たり月額1万円相当だと厚労省は言っているんですけれども、なかなかこの新設の部分というのは、自分のところの事業所ではとることができないというような話をされてきました。今までの部分のままだと率としてはよくなったので、少しは改善されてるんだけれども、こういう新たなことを導入されても、その恩恵を全部受けて、介護職員のみなさんが、それで給料が上がっているのかというと、そうではないというような実態もお聞きしているんです。

摂津市の場合、今、76事業所が認定されているということを言われてましたけれども、この新たな部分でしっかり拡充できたというところが一体どれぐらいあるのかということについて、まずはお尋ねをしたいと思います。

○上村高義委員長 吉田保健福祉部参事。
○吉田保健福祉部参事 増永委員のキャリアパスによって、どれぐらい処遇改善ができていいのかというご質問についてお

答えさせていただきたいと思います。

平成29年度に関しましては、まず先に案内を出させていただいて、かつ返ってきた事業所に加算をつけ、その1年間、実際に加算の給付費を出させていただいた結果、実績として、翌年度に報告をいただいて、基準どおり払われていることを確認するという仕組みでございますので、今、平成29年度に関しまして、出していただいた76事業所に加算をつけていくという作業を今させていただいておりますので、具体的な数字に関しては、はっきりした部分はわからないんですけれども、平成27年度の実績を出させていただいたところ、17事業所に具体的に加算をつけさせていただいて、平均で一人の月額賃金が2万2,451円上がっているという実績が上がっております。

先ほど、キャリアパスの内容のことをおっしゃっていたかと思うんですけれども、今まで、平成28年度までは4段階あったところ、平成29年度は5段階にさせていただいて、より条件がきっちりしております。例えば、継続年数がしっかりしているとか、経験年数をしっかり持っているとか、そういう専門職の資格を取ると昇給する仕組みがあるとか、あと、人事考課があると、このキャリアパス要件Ⅲという新しくつくられた制度に対応しますので、最大月額3万7,000円相当です。その要件によって、例えば、キャリアパス要件Ⅰとかでしたら、賃金体系とか、職務の体系ができてますよとか、Ⅱの場合でしたら、研修の仕組みがありますよということなんですけれども、全くないという事業所でも、この加算の制度で、一応1万2,000円相当でございますので、そういうことをしっかり啓発することで、今すぐは整っていない

いけれど、整えていくことで、事業所の負担はないけれども昇給できる仕組みがあるということを周知していきたいと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 わかりました。

そうですね、やっぱり介護の仕事をされている方々の処遇を改善してもらうということは、本当に緊急なことだと思います。大きい事業所であっても、小さい事業所であっても、新しいところであっても、そういうところで働く方々がしっかりと働き続けられる状況をつくっていくということが大事だと思いますので、やはり全体の底上げということについて周知をしていただきたいです。もちろんキャリアアップできた場合は、もっと加算がとれるということも周知していただきたいと思うんですけれども、やはり全体の底上げがまだまだ非常に弱いと思いますので、国に対してしっかりと引き上げてもらうよう意見を上げていただくようお願いしたいと思います。

2015年の処遇改善の場合は、報酬の引き下げというのがセットで組まれていて、結局、事業所にとっては、加算はあるけれども報酬単価が下がったので、ちょっとマイナスになったというようなお話も聞いております。今回、それはないということですが、今、非常に厳しい事業所の状況がありますので、その辺について、摂津市はどういうふうにご考えておられるのか、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

○上村高義委員長 吉田保健福祉部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、増永委員の平成27年度改正の報酬単価の引き下げに関して市内の事業所についてどの

ような現状なのかということについてお答えさせていただきます。

平成27年度の改正では、平均しますと大体2%ぐらい給付費が下がったということで、事業所としては事業の運営が難しくなったというお話は私もお聞きしておりますが、その中で、特にヘルパー事業所が経営するのが難しいとお聞きしております。ちょうど景気の関係とかも影響はしておると思うんですけれども、ヘルパーになっていただく方を募集してもなかなか来られないというお話はお聞きしているんですけれども、実際、今回、要支援1の方の総合事業が平成29年度から始まりまして、国の基準どおりの現行サービスを市としてさせていただいたり、特に、事業所として事業をやっていけないというところまでは聞いておりません。他市の状況から比べると、摂津市の状況は、もちろん運営していく上では、平成27年度の制度改正に関しては大変な状況であったと思うんですけれども、事業の継続ということに関しまして、そのために事業所を閉めるというようなお話は今のところ聞いておりません。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 平成27年度は、報酬単価が下がって、これは全国的にですけれども、事業所の運営が厳しくなったということです。今回、平成29年度、総合事業が組み込まれました。他市では、それによって報酬の単価引き下げとか、緩和した基準のサービスの部分について、事業所がそれを担って、報酬が引き下げられる、ヘルパーがそこにいても、やっぱり報酬単価が下がるということが行われていて、事業所運営が厳しいという声も聞いていますが、摂津市の場合は、当初は、摂津市の中でも

そういう緩和された基準を事業所が担って、その部分は報酬単価を引き下げるというお考えを持っておられたとは思いますが、そうではなくて、事業所に関しては今までどおりのサービスを担ってもらう。また、希望する要支援の方々については、全て今までどおりのサービスを受けていただくということを決定していただいたということで、今回、総合事業導入に当たっても、事業所の運営に大きく影響していないというお話だったと思います。これは、非常に、他市と比べても摂津市の先進的な部分だと思っておりますので、今年度だけと言わず、来年度以降もしっかりとこの視点を崩さずに、頑張っていたきたいなと思います。

もう一点、今回、処遇改善ということは、大変働く方にとっていい中身なんですけれども、処遇が改善されると利用料がアップするということになってくるかなと思うんです。2015年のときから、もうそうになっていたと思うんですけれども、もっと以前は、国からの交付金で処遇改善をやっていたという時期があったと思うんです。やはり、利用者負担が大きくならないように、ぜひ国にもそこは言っていたきたいなと思います。

2017年度の8月から、利用料について、高額介護サービス費の基準の改悪が行われます。ここについてのご説明をちょっとしていただけたらと思います。今までは現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人が、3万7,200円だったものが、2015年8月から4万4,400円に引き上がったわけなんですけれども、今回、2017年8月から、世帯内の誰かが市町村民税を課税されている人の場合、同じように3万7,200円が上限やったのが、4万

4,400円へと引き上げられるということで、新たに限度額が上がる方たちがたくさん出てくるということなると思うんです。ここでも利用者負担が大きく増えていくことがあると思いますので、やはり処遇改善は大切ですけれども、それを国の責任で、利用者負担をさせないでやるという形にもっていったいただけるようお願いしたいと思います。

それについて、ちょっとご答弁いただきたい。

○上村高義委員長 吉田保健福祉部参事。

○吉田保健福祉部参事 今、増永委員がおっしゃったのは、今国会で介護保険の一部改正がございまして、その中での制度改正の分かと思うんですが、一定、高額介護サービス費に関しては、利用料負担が増える方向で制度改正された部分が確かにございます。それと、利用者の負担が、所得の高い方ではなくて、自己負担額の上限の関係とか、この処遇改善の加算としてある部分が、どう介護サービス費の1割負担に影響するのかという部分があります。府や国に対して、できるだけ負担が少ない形で、上がらない仕組みを制度の改正の中で考えていってほしいということは上げていきたいと思っております。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第57号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する

基準を定める条例ということでした。前にも審査した内容で、文言をきちんとするのは何ってはあるんですけども、この主任ケアマネジャーの問題だと思いますが、中身についてもう一度ご説明いただきたいなと思います。

○上村高義委員長 吉田保健福祉部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、今回、介護支援専門員の更新研修期間について、12月に実際、ご審査いただいたんですけども、5年間の更新研修という記載内容だけでは、更新研修を受ける方々の誤解を招く部分があるということで、今回、国が一定改正をしていくようにと法律改正がございましたので、条例として改めて反映させていただいた状況でございます。

具体的に申しますと、まず、平成18年から、この摂津市地域包括支援センターの制度がございまして、3職種のうちの一つとしてある主任ケアマネジャーが配置されると、平成28年度に改めて位置づけされました更新研修を5年ごとに受けることとされています。この5年ごとの更新研修を受けている方以外は主任ケアマネジャーではないというような文言の捉え方をされまして、実際、今ちょうど移行期でございますので、5年以上の方、6年目とか7年目になっている方も、期間的には受けざるを得ないというような経過がございました。その方々が、この定義ですと、主任ケアマネジャーではないということになってしまいますので、そここのところを一定整理させていただいたという位置づけでございます。あと、このケアマネジャーに関しまして、その整理をすることで、主任ケアマネジャーを改めて定義をしっかりとさせていただいて、定期的に更新研修を受けていない方に関しましては主任

ケアマネジャーではないですよというような文言も含めて位置づけさせていただいたような内容でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 主任ケアマネジャーをされる方がしっかりとした研修を受けていただくということは、非常に大事なことだとは思っております。しかし、先ほどもお話が出ていましたが、先日の国会で、介護保険法の大改悪が強行採決されてしまいました。わずかな審議時間の中で、国民にきっちりと知らせるようなこともないまま、強行的な採決をされ、法案が成立してしまったことに私たちは非常に憤りを感じております。

その中で、地域包括ケアシステム強化法案という、年収が一定額を超える人は3割負担ということが導入される。それから、これは現役世代にもかかわってくることですけれど、今、各医療保険の中に介護納付金というのが40歳以上の方には組み込まれているわけですが、これを総報酬割にしていくということで、値上げにつながるのではないかと考えております。廃止を決めた介護療養型医療施設の転換先として、介護医療院というものを新たにつくっていくということが決められております。

見過ごせないのは、市町村、都道府県の要介護認定率や介護予防、ケアマネジメントなどの違いを国が見える化し、要介護認定率の低下など、給付適正化の努力をした自治体に優先的に予算を配分していくことをその中に盛り込んでいるということです。いろいろな健康づくりとかそういうことを努力して、認定率が下がったとか、それは非常にいいことなんですけれども、どんどんと高齢者の方が増えていく中で、

そんなに簡単に認定率が下がっていくものではないと思うんです。

これを無理やり押し進めることによってどんなことが起きるかという、国が地域包括ケアシステムのモデルとして推奨している、埼玉県和光市や東京都荒川区、山梨県北杜市、大阪では大東市などが、卒業という名前で高齢者の皆さんを介護サービスから追い出していくということが行われていて、非常に介護難民をふやしているということが問題になっています。先ほどの地域ケア会議で指導するケアマネジャーたちの会議ですが、これによって、卒業のないケアマネジメントをすると、ケア会議でみんなからバッシングされて、卒業を前提のものをつくらないといけないということを言われたりしています。

要支援1、2の介護サービスを保険給付から外しましたけれども、国は、ただ外しただけではなく、無資格者が行う緩和された基準のサービスへの置きかえや、先ほど言ったケアマネジメントによる卒業への誘導、それから、チェックシートなどを用いたものですが、新規申請者の介護認定の省略、そういうものを導入することを、報酬単価を引き上げるというえさでもって、また自治体に対しては予算によって、誘導しようとしているということが、今度の改悪の中身として言われています。

しかし、こういうことを押し進めていっても、介護の必要な方はやっぱり必要なわけですから、どんどんと介護難民が増えて、反対に社会問題が広がっていくことは、自治体にとっても、決していいことではないと思っています。摂津市では、こういうことについてどう考えていくのかということ、また国や府に対してそういうひどい誘導をやらないよう、本来の高齢者の尊厳

を守った介護サービスをどう維持していくのかということをお話していただきたいと思いますので、その2点についてお答えいただきたいと思います。

○上村高義委員長 吉田保健福祉部参事。

○吉田保健福祉部参事 介護の認定率に関しましては、高齢化とともに一定進んでいくというのは、自然な流れとっております。ただ、介護の摂津市の場合でしたら、平成29年度に一般介護予防等で、つどい場事業等や今までされているようなサロン事業、健康体操等の事業をすることで、介護の重度化なりを実際防いできているのかなと、この数年の数字を見させていただいても出ておる状況かと思っております。介護予防をしっかりと進めることで、結果として認定率が下がるのかどうか、私もわかりませんが、その結果がそういう認定率ではないのかなと思います。数字だけということになると、実際の利用者の方々が置いてけぼりにならないように、そういう健康づくり、特に地域づくりを目指した介護予防、そういうことを進めていけたらと思います。そこに、具体的に専門職の方々、今お話しがあった主任ケアマネジャーとか、地域ケア会議には地域の方々が結構入られておりますので、地域づくりの一つの手法だと思いますので、そういう中で、よりよい介護予防を進めていく形をつくっていったらと思っております。

国が、今回、制度改正で、その数字をもって、一定、交付金等を考えていかれるというのは、考え方かとは思いますが、それは介護予防がきっちり進んだ結果として行われるべきものではないかと私自身は考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 元気な高齢者の方は、その元気な状態をできるだけ維持していただけるように、サロンやいろいろな健康体操をやったりとか、いろんなことで頑張ってもらえる、そういう環境をつくっていくということです。介護の必要な方には、適切なサービスを提供して、重度化しないようにきちんとケアをしていくことで、認定率が結果として下がるということがあれば、よりよい形だと私たちも考えておりますので、今、摂津市がおっしゃったそういう姿勢をぜひこれからはしっかりと維持していただきたいと思いますし、国や府に対しても、そういう無理やりな介護難民を増やすようなやり方はやめるべきだという声を上げていただきたいと思います。要望としておきます。

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第33号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前10時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 森 西 正